

政 法 第 1 0 3 4 号
答 申 第 3 9 4 号
平成 2 6 年 7 月 1 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 4 年 5 月 2 日付け安土第 1 9 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第 4 7 9 号

平成 2 4 年 4 月 1 日付け及び 1 7 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 4 年 3 月
2 6 日付け安土第 2 0 1 1 号で行った行政文書不開示決定及び平成 2 4 年 4 月 6 日付け
安土第 6 2 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成24年3月26日付け安土第2011号で行った行政文書不開示決定の処分（以下「本件決定1」という。）及び平成24年4月6日付け安土第62号で行った行政文書部分開示決定の処分（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

(1) 本件決定1について

ア 千葉県職員らは、元一級建築士の耐震偽装において、千葉県が安全だとした建物が実際は安全ではなく、そのことを隠ぺいするため、対象文書がない（保有していない。）としている。同職員らが、隠ぺいせざるを得ないのは、現在対応しなければならない震度6強以上の耐震性が必要な建物を千葉県の建築主事が耐震偽装を承知で建築確認済としたことを隠すためである。

イ 元一級建築士は許容応力度等計算での耐震偽装をしたが、国及び関係都県は平成17年11月25日の「構造計算書偽装問題対策連絡協議会」で、震度6強以上の地震はあったらその時はその時とすればよいとして、震度5強で損壊がなければよいとした。このことは、許容応力度等計算で安全に問題があっても保有水平耐力を計算するモデル化の方法（標準せん断力係数 C_0 （以下「 C_0 」という。）＝0.2で計算したものを用いる。）や限界耐力を計算する別の方法（限界耐力計算でも保有水平耐力を計算するが $C_0=0.2$ でよいとした。）により建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）を満たすとした。許容応力度等計算は頑丈な柱で耐震を確保し、保有水平耐力計算は柱の他に壁等も含めて耐震を確保するものである。

ウ 千葉県職員らは、「上記イの連絡協議会で、特定行政庁が建築物の使用制限や除却等の命令を行う基準となる危険度（保有水平耐力と必要保有水平耐力の比）の目安として、法による要求水準1.0に対して0.5とすることにしたのが震度5強

程度の地震により倒壊するおそれがあるとした耐震偽装」を、隠ぺいしている。

エ 耐震偽装を隠蔽するため、対象の行政文書を保有していないとするのは許されない。

(2) 本件決定2について

ア 対象の文書でないものを対象の文書とした。

イ 過去の耐震偽装隠ぺいを隠すため相変わらず隠ぺい工作。県知事が耐震偽装を自白している。

ウ 保有水平耐力計算の方法が間違っているのを認めない。大地震の活動期に入ったのに防災対策がデタラメ。

3 意見書について

(1) 気象庁のホームページにある「図3：周期および加速度と震度（理論値）の関係」から周期0.8秒で加速度80～100 cm/sec²が震度5弱であることが明らかである。

(2) 千葉県職員も出席した「構造計算偽装問題対策連絡協議会」で震度5弱である加速度80～100 cm/sec²が震度5強としなければならなかったのは、大臣認定プログラムが耐震偽装を認めるものであったからである。現在同プログラムは廃止され存在していないことと、保有水平耐力による安全を確かめる際の層間変形角を求める時 $C_0 = 0.2$ で計算していたので $C_0 = 1.0$ とすると層間変形角 $1/200$ 以下を超えた不適格建築物を確認済としていた事実を認めないよう隠ぺいし続けているからである。

(3) 更に「現行の耐震基準」前の昭和47～56年に建築された鉄筋コンクリートも現行の耐震基準と変わらないため、昭和57年以後の建築物は安全という神話もウソがある。今になって平成19年以前の建物でも安全に問題があると言えないからと隠ぺいし続けざるを得ないとするなら犯罪行為と言える。

(4) 上記の同協議会で「法は中規模の想定地震動80～100 cm/sec²を震度5強」としたことについて千葉県知事に釈明を求める。釈明をしないのであれば、耐震偽装隠ぺいを認めたとみなす。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、次の開示請求を行った。

(1) 平成24年3月8日付けで、「平成20年完成の鋸南町立勝山小学校の一般教室棟

が本当は『保有水平耐力÷必要保有水平耐力<1.0』であることがわかる一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「本件請求1」という。）

- (2) 平成24年3月8日付けで、「平成20年完成の鋸南町立勝山小学校の一般教室棟が中規模の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標として計算していることがわかる書類」の開示を求める開示請求（以下「本件請求2」といい、本件請求1と併せて以下「本件請求」という。）

2 行政文書の特定及び本件決定について

(1) 本件請求1について

ア 行政文書の特定について

実施機関は、本件請求1における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載から対象行政文書を、平成20年完成の鋸南町立勝山小学校の一般教室棟が本当は「保有水平耐力÷必要保有水平耐力<1.0」であることがわかる一切の書類とした。

イ 本件決定1について

法の規定を踏まえ、鋸南町立勝山小学校の一般教室棟は、建築工事を行う前に確認済証の交付を受けており、その後建築計画の変更があったことから、計画変更確認申請を行い計画変更に係る確認済証の交付を受けている。そして、工事完了後には完了検査申請がなされ、完了検査が実施された後、検査済証が交付されている。

検査済証は、法第6条第1項の建築基準関係規定に適合していることを証するものであり、検査済証が交付されることは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第82条の3の規定（「保有水平耐力÷必要保有水平耐力 \geq 1.0」であることを確認する規定）に適合していることを証している。このため、鋸南町立勝山小学校の一般教室棟は、申立人の開示請求する内容に記載のある「保有水平耐力÷必要保有水平耐力<1.0」に該当しないことがわかるため、本件請求1に係る行政文書は存在していない。

また、法第9条の規定による違反建築物に対する措置は本件建築工事には適用されておらず、特定行政庁である実施機関が行った違反建築物に対する処分等は存在していないことから、処分等に係る行政文書も存在していない。

(2) 本件請求2について

- ア 実施機関は、本件請求2に係る行政文書として、鋸南町立勝山小学校の第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請の構造計算書及び同小学校の第H19確更建築千葉県000168号の計画変更確認申請の構造計算安全証明書及び構造計算書を特定し、本件決定2を行った。

イ 対象文書の特定について

本件請求2の内容の文言については、国土交通省がホームページにて公表している平成17年12月8日付け「マンションの耐震性等についてのQ&Aについて」において、「現行の耐震基準(新耐震基準)は昭和56年6月から適用されているが、中規模(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。」と回答が示されている部分と同様の表現である。

よって、対象文書は、法に基づく確認申請において当該建築物が耐震基準(新耐震基準)を満たしていることを検討、計算している書類であることから、上記アの対象文書を特定した。

ウ 不開示部分の理由について

- ① 個人に関する情報であり、個人を識別することができる情報であるため(条例第8条第2号)
- ② 法人の設計行為のノウハウに関する情報であり、開示することにより、当該法人の財産権及び競争上の地位を害するおそれがあるため(条例第8条第3号)
- ③ 法人の事業活動におけるノウハウに関する情報であり、開示することにより、当該法人の財産権及び競争上の地位を害するおそれがあるため(条例第8条第3号)

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、前述の第3の1及び2のとおりである。
- (2) 異議申立人は、本件決定1に対して平成24年4月1日付けで、本件決定2に対して平成24年4月17日付けで異議申立てを行った。

2 本件決定1について

- (1) 条例第7条第1項第4号の規定は、「行政文書開示請求は、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を実施機関に提出してしなければならない。」としており、行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載を合理的に解釈すると、平成20年完成の鋸南町立勝山小学校の一般教室棟に関して「保有水平耐力÷必要保有水平耐力<1.0」の計算をしたことが分かる行政文書の開示を求めるものということができる。
- (2) 実施機関は、施行令第82条の3の規定は、建築確認をするに際して、当該建物

が「保有水平耐力÷必要保有水平耐力 ≥ 1.0 」であることを求める規定であること及び鋸南町立勝山小学校の一般教室棟の耐震計算等は上記基準に基づいて計算され、建築基準関係規定に適合していることを説明している。

また、鋸南町立勝山小学校の一般教室棟の建築工事については、法第9条の規定による違反建築物に対する措置も適用されていない。

このことと建築基準関係規定を併せて考えると、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、対象行政文書は存在しないものと認められる。

したがって、実施機関が不開示とした本件決定1は妥当である。

3 本件決定2について

(1) 異議申立ての対象について

異議申立ての理由は、上記第2の2(2)アのとおり、部分開示決定による不開示部分については異議を申し立てておらず、異議申立人が開示請求した行政文書ではないものを対象行政文書としたとの主張であるので、対象行政文書の特定の妥当性について検討する。

(2) 対象行政文書の特定の妥当性について

本件決定2に関する開示請求書の記載から合理的に解釈すると、対象行政文書は、平成20年完成の鋸南町立勝山小学校の一般教室棟の耐震強度の計算に係る行政文書であるといえることができる。

実施機関は、上記第3の2(2)アのとおり、実施機関が鋸南町立勝山小学校の第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請の構造計算書及び同小学校の第H19確更建築千葉県000168号の計画変更確認申請の構造計算安全証明書及び構造計算書を特定したが、実施機関の特定した行政文書は上記開示請求の内容である同小学校の一般教室棟の耐震強度の計算に係るものと解するについて、特段不合理な点は認められないので、上記行政文書を特定したことは妥当であるものと認められる。

したがって、上記(1)に示された異議申立人の主張を前提にすると、実施機関が部分開示とした本件決定2は妥当である。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 5. 2	諮問書の受理
24. 6. 12	実施機関の理由説明書の受理
24. 6. 22	異議申立人の意見書の受理
26. 4. 23	審 議
26. 5. 28	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成26年5月28日現在)